

## (仮称) 松戸市歯と口腔の健康づくり推進条例 (案) の概要

### 1 条例制定の背景について

歯と口腔の健康は、食べる、話す、笑う、表情を整えるなど、健康で質の高い生活を送るうえで、非常に重要な影響を与えており、生涯にわたる歯科保健対策を切れ目なく行うことが課題となっています。

このような中、平成 22 年 3 月、千葉県では「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」が、また翌 23 年 8 月には国の「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定されました。同法の規定では、「地方公共団体は、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。」とされています。

松戸市では、平成 26 年 11 月に策定した松戸市健康増進計画（健康松戸 21Ⅲ）の 7 つの基本要素の一つに「歯・口腔の健康」を位置づけ、歯科保健を推進しています。

平成 27 年 3 月、千葉県条例が改正され、「災害時における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保に関すること。」が追加されました。

平成 27 年 9 月 30 日、松戸歯科医師会から松戸市議会に提出された「歯と口腔の健康づくりに関する条例の制定を求める陳情」が、本会議において全会一致で採択されました。

これらの流れを受け、1 つには本市についても職員及び関係者をはじめ市民の歯と口腔の健康に対する意識・気運の醸成や施策の充実を図るため、2 つには関係課で実施している歯などの健康づくり事業を計画的、継続的、体系的に構築するため、また、3 つには松戸市健康増進計画「健康松戸 21Ⅲ」のさらなる推進を図ることにより、市民の健康づくりの一翼を担うことから、「(仮称)松戸市歯と口腔の健康づくり推進条例」の制定が有効であると考えています。

### 2 条例 (案) の概要について

#### (1) 基本理念

歯と口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長、生活習慣病の予防及び要介護状態となることの予防をはじめとする市民の健康づくりと生活の質の向上に重要な役割を果たすことから、市民が日常生活において自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むとともに、生涯を通じて歯と口腔に係る適切なサービスを受けることができるよう環境整備を推進することを基本理念とする。

#### (2) 市民の役割

市民は、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、歯と口腔の

健康づくりに関する施策を活用するとともに、自ら歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(3) 市の責務

市は、基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に実施する責務を有する。

(4) 歯と口腔の健康づくりに関する施策

- ① 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び啓発に関すること。
- ② 歯と口腔の疾患の予防及び早期発見のための歯科健康診査に関すること。
- ③ フッ化物応用等の効果的なむし歯予防対策と正しい口腔ケアによる歯周病等の予防対策の推進に関すること。
- ④ 食育及び生活習慣病予防対策に必要な歯と口腔の健康づくりの推進に関すること。
- ⑤ 母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- ⑥ 障害のある人、介護を必要とする人等の適切な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- ⑦ 歯と口腔の健康づくりに資する調査研究に関すること。
- ⑧ 関係機関・関係団体、教育研究機関等との連携に関すること。
- ⑨ 災害時における歯と口腔の保健医療サービスに関すること。
- ⑩ その他歯と口腔の健康づくりを図るために必要な施策に関すること。

3 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行予定です。